

保税蔵置場許可期間の更新書

平成24年6月1日

日立埠頭株式会社

取締役社長 加子 茂 殿

横浜税関長 宗永 健作



平成24年4月12日申請に係る保税蔵置場許可期間の更新申請については、
関税法第42条の規定により下記のとおり更新したので通知する。

記

保税蔵置場の名称	日立埠頭株式会社 日立港 保税蔵置場
所在地	茨城県日立市久慈町一丁目3番10号、5630番～5655番、 5774番5、5775番 茨城県日立市みなと町14番1号、5774番1、5778番1、 地先
保税蔵置場の 許可を受けた期間	自 平成18年 7月 1日 至 平成24年 6月 30日
更新した期間	自 平成24年 7月 1日 至 平成30年 6月 30日
更新に伴う条件	裏面のとおり